

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産 ・ ・ ・ ・ ・ 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの ・ ・ ・ ・ ・ 再調達原価

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの ・ ・ ・ ・ ・ 取得原価

取得原価が不明なもの ・ ・ ・ ・ ・ 再調達原価

※取得原価が不明な河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産 ・ ・ ・ ・ ・ 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの ・ ・ ・ ・ ・ 取得原価

取得原価が不明なもの ・ ・ ・ ・ ・ 再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

大阪広域水道企業団は償却原価法を採用しています。

一般財団法人高石市保健医療センターは帳簿価格にて計上しています。

② 出資金

ア 市場価格のあるもの ・ ・ ・ 該当なし

イ 市場価格のないもの ・ ・ ・ 出資金額（一般会計、高石都市開発株式会社）

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

高石市泉大津市墓地組合は個別法による原価法、一般財団法人高石市保健医療センターは最終仕入原価法、

大阪広域水道企業団は先入先出法による原価法で計上しています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書で定める耐用年数に基づき定額法により算定しています。

① 有形固定資産 ・ ・ ・ 定額法を採用しています。

ただし、一般財団法人高石市保健医療センターは定率法、高石都市開発株式会社では旧定額法及び旧定率を採用しています。

② 無形固定資産 ・ ・ ・ 定額法を採用しています。

③ リース資産（所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、将来の支給見込み額等のうち、当会計年度末において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

ただし、高石都市開発株式会社では上記による算定額の40%を引当金計上額としています。

また、一般財団法人高石市保健医療センターでは上記による退職手当要支給額より退職金共済制度掛金の一部相当額を控除しています。

② 賞与等引当金

翌年度支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、原則として過去5年間の平均不能欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

ただし、大阪広域水道企業団は債権の不納欠損による損失に備えるため貸倒懸念債権については当該債権額から保証金等の回収見込額を控除した額を、破産更正債権等については当該債務者に対する債権の合計額から保証金等の回収見込額について控除した額をそれぞれ計上しています。

⑤ 投資損失引当金

該当なし

⑥ 上記以外の連結対象団における各種引当金については原則としてその他の負債として計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

ただし、大阪広域水道企業団についてはリース取引開始日が平成26年3月31日以前のリース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金、要求払預金)及び現金同等物(歳計外現金、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払を含む)を、資金の範囲としています。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税及び地方消費税の会計処理

全会計・一般財団法人高石市保健医療センター・泉北環境整備施設組合・高石市泉大津市墓地組合・

大阪府後期高齢者医療広域連合については、税込方式により処理しています。

大阪広域水道企業団、高石都市開発株式会社については、税抜方式により処理しています。

② 財務書類の表示金額単位については円単位としています。

③ 会計間の相殺消去については会計間の繰入繰出額及び債権債務額等を相殺消去した金額で表示しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当事項なし

(2) 表示方法の変更

該当事項なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当事項なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当事項なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当事項なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当事項なし

(4) 重大な災害等の発生

該当事項なし

(5) その他重要な後発事象

該当事項なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当事項なし

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等は以下のとおりです。

該当事項なし

(3) その他主要な偶発債務

該当事項なし

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 対象範囲（対象とする会計名）を全会計および以下の団体とします。

連結対象団体名	持分計算割合	出資額	有価証券	連結方法
一般財団法人高石市保健医療センター	100.00%	5,000,000 円		全部連結
高石都市開発株式会社	44.10%	184,000,000 円		全部連結
泉北環境整備施設組合	33.97%			比例連結
高石市泉大津市墓地組合	91.84%			比例連結
大阪広域水道企業団	1.28%			比例連結

② 出納整理期間

地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられている。当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)と出納整理期間を設けている団体(会計)との間で出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産に係る資産科目別の金額

事業用資産／土地	80,286,214 円
事業用資産／建物	0 円